

自死遺族相談事業実施要領

1 目的

自死遺族を対象に社会復帰の支援や二次的な自殺の防止など、自死遺族を精神面からケアすることを目的とする。

2 実施主体

大阪市こころの健康センター

3 事業内容

(1) 開設日

月4回（予約制）

(2) 対象者（ア及びイを満たす者）

ア 大阪市内在住者

イ 自死遺族またはそれに相当する者

(3) 相談

ア 相談予約

（ア）相談予約を受理する。

（イ）氏名・住所・連絡先・主訴等を聴取し、相談基礎票を作成する。

イ 面接相談

ウ 対応

（ア）継続相談（1人につき最大10回を限度とする）

（イ）医療機関紹介

（ウ）関係機関紹介

（エ）終了

(4) 担当者

臨床心理職員・精神保健福祉相談員等

(5) 実施場所

大阪市こころの健康センター

(6) 費用の徴収

無料

(7) 人権等に対する配慮

本事業の実施に当たっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附 則

この実施要領は平成19年11月1日から施行する。

この実施要領は平成21年4月1日から一部改定する。

この実施要領は平成 22 年 4 月 1 日から一部改定する。

この実施要領は平成 24 年 4 月 1 日から一部改定する。

この実施要領は平成 29 年 4 月 1 日から一部改定する。

この実施要領は令和 5 年 6 月 1 日から一部改定する。